

公共的団体の認定手続きの見直しについて

1. 公共的団体とは

※静岡市生涯学習施設条例第8条第2号に規定する公共的団体の利用の取り扱いに関する要綱（以下、「要綱」という）より

第3条 厚生社会事業団体、教育文化スポーツ団体、地縁団体その他公益の実現を目的とする団体であって、次の各号に掲げる条件のすべてを満たすものとする。

(1) 静岡市内に事務所があること。

(2) 団体の名称、代表者、目的、意思を決定する組織及び活動の内容を定め、かつ、当該団体の目的を達成するための事業を自ら執行し、経理することができる組織及び能力を有すること。

(3) 国、静岡県又は静岡市が、国等の所管する事業に関連する公益事業を行う団体として認めること。

※公共的団体総数：1,794団体（認定団体：159団体、認定団体に準ずる団体：1,635団体）
2024.10月時点

2. 見直しが必要な理由

- ・現制度は一度認定手続きをすると、定期的な更新がないため、団体の現状を把握できない。
- ・公共的団体の認定条件を満たさない団体がいるため、施設利用の公平性を保てなくなっている。

3. 見直しのポイント

- ・これまでは一度認定されると更新手続きはなかったが、認定期間は最大2年となり、更新年度のたびに認定手続きが必要となる。
（※ただし、要綱第4条第2項において市長が別に定める16団体は、認定申請を不要としている。）
- ・認定を受けるためには、これまでと同様、市等の所管する事業に関連する公益事業として認められる必要がある。
- ・現在、認定されている公共的団体であっても、団体の活動目的及び内容等によっては、認定されない場合がある。

4. 認定手続きの方法

認定手続きの方法や必要書類については次ページ参照

5. 認定手続きの開始時期

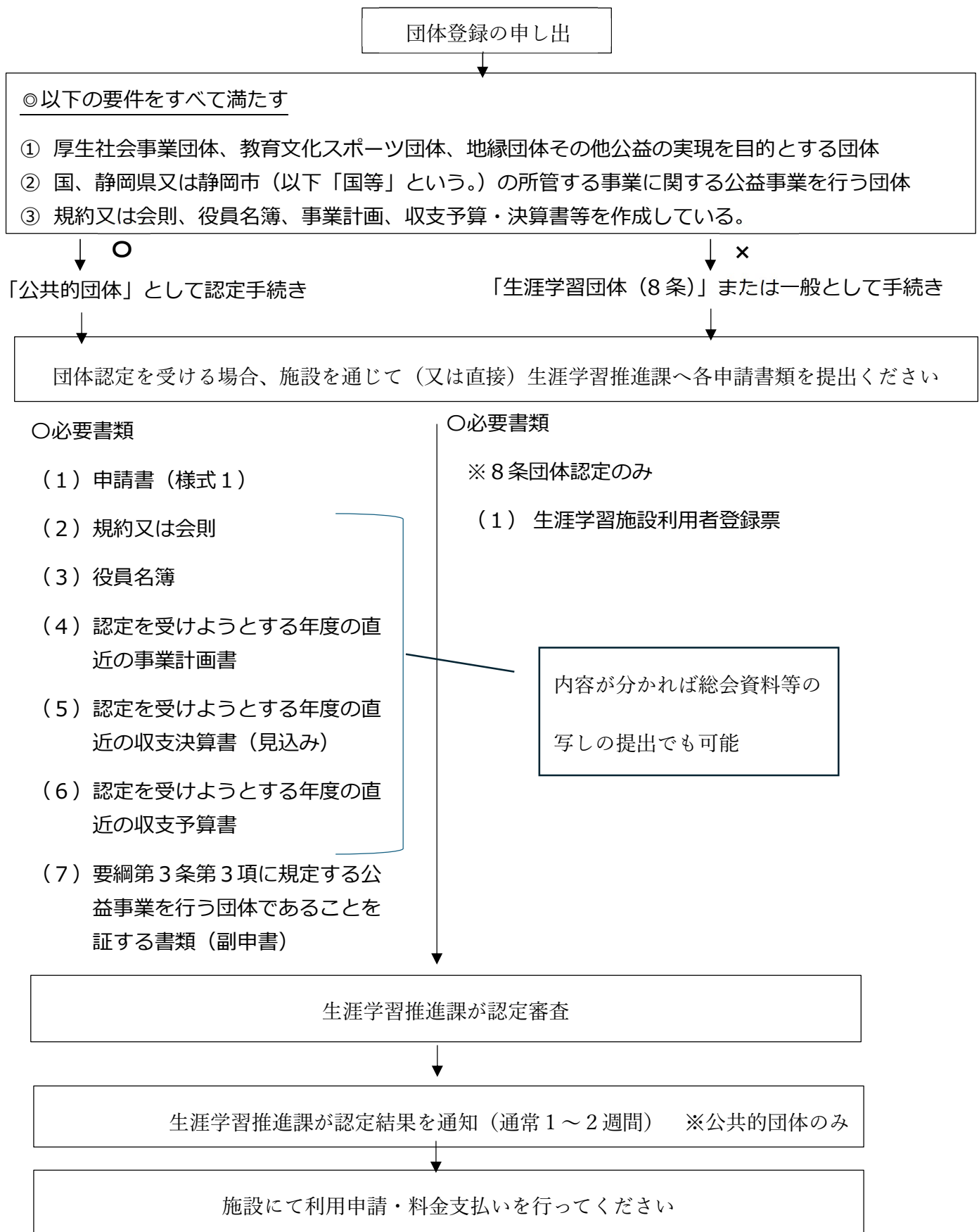
令和7年3月1日以降

6. 認定申請書の提出場所

各生涯学習施設にて受付（直接市へ提出も可能）

7. 公共的団体の施設利用

新たに団体登録をし、施設を利用したいとき

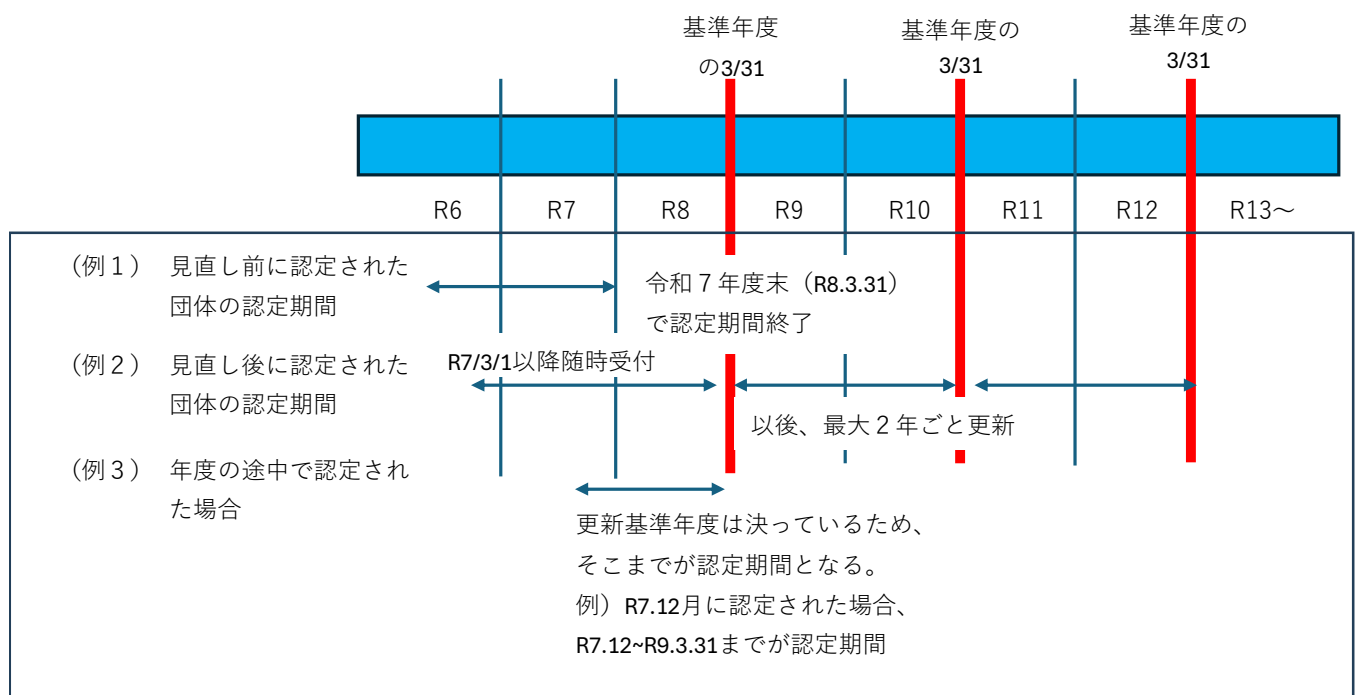


8. 公共的団体の更新について

公共的団体は、当該認定の日から次の基準年度の3月31日までが認定期間となる。基準年度とは、令和7年度から起算して2年度ごとの年度をいう。

改正前の要綱で認定されている団体については、令和7年度末（令和8年3月31日）までが経過措置による認定期間となり、新たな認定を受ける必要がある。

この際、団体の活動内容等が公共的団体としての要件を満たさなければ公共的団体としての認定は受けられないため、他の団体区分を検討するよう促すこと。



申請にかかる添付書類のうち、第3条第3項に規定する公益事業を行う団体であることを証する書類（副申書）については、上部組織、下部組織にかかわらず1団体につき1枚を要する。

認定(更新)申請が不要な団体(要綱第4条第2項において市長が別に定める16団体)

下記の団体においては認定(更新)申請の必要はありません。これまでどおりの利用が可能です。

	指定団体	
1	静岡市自治会連合会、区自治会連合会、地区自治会連合会及び各単位自治会	清水区における各地区まちづくり推進委員会を含む
2	静岡市文化協会	直接加盟している一次加盟団体を含む
3	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
4	公益財団法人静岡市スポーツ協会	直接加盟している一次加盟団体を含む
5	一般社団法人静岡市老人クラブ連合会	各区・地区連合会、単位組織も含む
6	静岡市断酒会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
7	静岡市民生委員児童委員協議会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
8	静岡市清水区連合体育会	各地区体育会を含む
9	一般社団法人ガールスカウト静岡県連盟	市内の団のみを対象とする
10	一般財団法人静岡市国際交流協会	加盟団体は含まない
11	日本ボーイスカウト静岡県連盟	市内の団のみを対象とする
12	静岡市子ども会連合会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
13	静岡市PTA連絡協議会	専門委員会、各ブロックの活動及び静岡市内の保育園・幼稚園・小中学校及び高等学校などのPTA活動を含む
14	静岡市保護司会連絡協議会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
15	静岡市交通安全推進協議会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
16	静岡市花と緑のまちづくり協議会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む